

# 令和4年度 屋久島町会計年度任用職員募集要項

## 【教育委員会・教育総務課】

### 1 募集職種及び採用予定人数

職 種	採用予定 人 数	主な職務内容等
学校用務員	2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の校舎内外の環境整備（清掃、樹木・花壇・除草等の手入れ等）</li> <li>・外来者の受付、学校諸行事の準備、備品整備・保管、文書受領等その他の用務</li> </ul>

※募集人数は、職の設定状況等により変更になる場合があります。

### 2 勤務条件

任用期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
勤務日、 勤務時間等	原則、月19日 月曜日から金曜日の8時15分から16時45分までの間の7時間45分勤務、 休憩45分
休 日	週休日：土曜日及び日曜日 (※土曜授業で配属校の学校活動に応じて勤務日となる場合があります。) 休 日：国民の祝日及び年末年始（12月29日～翌1月3日）
勤務場所	屋久島町立の小学校、中学校（金岳小・中学校を含む）
給 与	日給6,390円～ ※人事院勧告に伴う給料表の改定により、報酬額等が改定される場合があります。
諸 手 当	通勤距離が2km以上の場合、通勤距離に応じて交通費が支給されます。 ※その他、一定の要件を満たした場合、各種手当を支給します。
社会保障等	一定の状況を満たす場合、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険（又は公務災害補償）等が適用となります。
休 暇	任用期間等に応じて年次有給休暇を付与するほか、条例等の定めるところにより、 病気（無給）・介護（無給）・結婚・忌引・夏季休暇等が付与されます。
服 務	一般職の地方公務員に分類される会計年度任用職員は、地方公務員法に基づいて次の各規定が適用されます。 ・サービスの宣誓 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・服務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止
そ の 他	・給与等支給日：月末締翌月10日 ・人事評価制度あり

### 3 資格要件

(1) 町内に居住（又は町内に居住予定）の学校教育に理解のある方

(2) 普通自動車免許を有する方

(3) 地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方の受験はできません。

- ・禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した人

※地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。

※外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

## 4 選考方法

選考方法	書類審査・個別面接 ※書類審査の上、勤務条件等と合致した方と個別に日程を調整します。
選考内容	主に識見、職務適正、コミュニケーション能力等の評価を行います。
面接日	令和4年3月初旬～中旬
面接場所	屋久島町役場 本庁舎
合否通知	選考結果は、教育委員会より3月下旬までに通知します。 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

## 5 応募の方法

提出書類	本町指定の申込書又は市販の履歴書（3か月以内の顔写真の貼付必須） ※申込書は、役場本庁（教育委員会 教育総務課）で受け取るか、本町ホームページからダウンロードできます。 ※市販の履歴書にて申し込む場合は、希望する職種を履歴書余白に明記すること。
受付期間	令和4年2月7日～令和4年2月25日（午前8時30分～午後5時15分） ただし、土・日・祝日は受付できません。
提出方法	以下のいずれかにより提出ください。 ①役場本庁（教育委員会教育総務課）に持参 ②役場各出張所に持参 ③郵送（郵送の場合は、提出期間内に必着とする） ④メール（記入した申込書又は履歴書をPDF（カラー）に加工したもの） ※②③による提出の場合、不備があったときは再提出いただくことがあります。
提出先	屋久島町教育委員会 教育総務課 総務管理係 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 メールアドレス：kyouiku@town.yakushima.kagoshima.jp

## 6 個人情報の取り扱いについて

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

## 7 合格から任用まで

- ・選考の結果「合格」となった方は、令和4年4月1日から任用開始となります。
- ・任用期間は令和5年3月31日（1年間）までで、実地能力の実証の結果など、状況によりその後も再度任用・任期更新される場合がありますが、任用の継続性を保障するものではありません。
- ・合格通知後、受験資格のないこと又は申込書・履歴書の提出した書類に虚偽があった場合または任命権者が不相当と認めた場合に合格を取り消すことがあります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。

### 【問い合わせ先】

屋久島町教育委員会 教育総務課総務管理係

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20

TEL：0997-43-5900（内線313）

FAX：0997-43-5905

e-mail：kyouiku@town.yakushima.kagoshima.jp